

議員提出議案第十二号

福島県及びその他地域のこどもに対する放射線被曝量「年間一ミリシーベルト」基準の遵守を求める意見書

右の議案を提出する。

平成二十三年六月二十八日

提出者

杉並区議会議員

富本卓

同 島田敏光

同 小川宗次郎

同 原田あきら

同 小松久子

同 関昌央

同 井口かづ子

同 岩田いくま

同 今井ひろし

同 脇坂たつや

同 大和田伸

同 田中ゆうたろう

同 浅井くにお

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

く す や ま	山 田	安 齊	増 田	山 本	市 来	山 下	河 津	横 山	大 槻	中 村	山 本	北	渡 辺	川 原 口	小 泉	藤 本	大 熊
美 紀	耕 平	あ き ら	裕 一	あ け み	と も 子	か ず あ き	利 恵 子	え み	城 一	康 弘	ひ ろ こ	明 範	富 士 雄	宏 之	や す お	な お や	昌 巳

杉並区議会議長

藤

本

なおや

様

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

堀	横	新	け	齊	吉	大	市	す	そ	奥	鈴	金	富
部	田	城	し	藤	田	泉	橋	ぐ	ね	山	木	子	田
やす	政	せ	ば	常	あ	時	綾	ろ	文	た	信	けん	たく
し	直	つ	一	男	い	男	子	奈	子	え	男	た	く
		こ						緒		こ		ろう	

福島県及びその他地域のこどもに対する放射線被曝量「年間一ミリシーベルト」基準の遵守を求める意見書

福島第一原子力発電所の事故が、放射能による深刻な環境汚染をもたらしています。

文部科学省は、平成二十三年四月十九日に福島県教育委員会や関係機関に対し、学校等の校舎・校庭等の利用判断における放射線量の目安として、年間二十ミリシーベルトという基準を通知しました。その後、福島県の保護者等の働き掛けにより、文部科学省は一定値以上の放射線量が検出された場合の土壌の除去費用を国が負担することを決め「年間一ミリシーベルト以下を指す」としましたが「年間一ミリシーベルトから二十ミリシーベルト」という暫定基準は当面維持することとし、基準そのものを見直したわけではありません。

放射線の年間被曝限度は、放射線に関する法令で、一年間につき一ミリシーベルトと明記し、ICRP（国際放射線防護委員会）も同基準を勧告しています。現在暫定的に適用されている年間二十ミリシーベルトという数値に基づいて算出された屋外で三・八マイクロシーベルト毎時は、労働基準法で十八歳未満の作業を禁止している「放射線管理区域」における基準（三箇月間で一・三ミリシーベルト（時間換算すると、〇・六マイクロシーベルト毎時）の約六倍に相当します）。

こどもは大人に比べて放射線の影響をより強く受けることが認知されており、こどもが長時間過ごす学校等に適用する基準値として、放射線管理区域で働く大人よりもはるかに高い基準値を設定することは到底容認できません。

また、外部被曝ばかりでなく、年間二十ミリシーベルト暫定基準ではほとんど考慮されていない内部被曝に関しても給食の提供等、十分に配慮し、こどもの被曝量を抑えようとする学校側の自主的な防護措置を妨げないようにすべきです。未来をつくるこどもたちの放射線被曝量を抑えるために最善を尽くすことが、私たち大人の重大な責務だと考えます。

よって、杉並区議会は政府に対し以下の二点を要望します。

- 一 福島県及びその他地域のこどもに対する放射線被曝量「年間一ミリシーベルト」基準の遵守を求めます。
- 二 前項の基準を超える地域のこどもに対する保護措置をとるように求めます。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出します。

平成二十三年六月二十八日

杉並区議会議長名

内閣総理大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣

あて